

# 宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月3日(月)午後1時30分から午後14時23分

2. 開催場所 宇和島市総合福祉センター 4階ホール

3. 出席委員 42(名)

会長 9番 小清水 千明  
会長職務代理者 24番 山本 一也

農業委員

1番	赤松 俊雄	2番	赤松 利彦
3番	今西 功尚	4番	上田 一徳
5番	大島 博雅	6番	大塚 武司
7番	黒田 義人	8番	河野 順子
10番	末光 亨		
		13番	谷本 宏明
14番	玉木 邦英	15番	土居 喜三郎
16番	冨永 文夫		
19番	松本 武雄	20番	三好 春樹
21番	薬師寺 悦子	22番	安並 繁行
23番	山口 一光	25番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	井上 和久
3番	氏原 邦弘	4番	梶原 茂夫
5番	河野 勇一郎	6番	佐々木 新仁
7番	滝澤 宇佐夫		
9番	土居 和宏	10番	中尾 美千代
11番	中村 満永	12番	西村 守
13番	萩森 役義	14番	畠山 幸男
15番	平山 喜代重	16番	廣見 正信
17番	細川 一男	18番	宮口 卓士
19番	森 松実	20番	山本 豊紀
21番	吉見 一弥		
23番	渡邊 鉄雄		

4. 欠席委員 5(名)

農業委員

11番	清家 儀三郎	12番	竹葉 邦政
18番	藤岡 功		

最適化推進委員

8番	瀧水 朝男	22番	和田 恵子
----	-------	-----	-------

## 5. 議事日程

議事録署名委員の指名

19番 松本 武雄                      20番 三好 春樹

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  
報告第2号 農地法第6条第1項の規定による報告について  
報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約  
通知について  
報告第4号 諸証明について  
報告第5号 農地原形変更届出書について  
報告第6号 農地法第4・5条許可について  
(令和5年2月16日～令和5年3月15日までの事務局処理事案)

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について  
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請承認について  
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請承認について  
議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市  
農用地利用集積計画(案)の決定について  
議案第5号 宇和島市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 庵崎 正幸                      次長兼管理係長 中島 慶和  
主事 入川 大希                              一般事務 山本 真由実

## 7. 産業経済部職員

農林課長 岩見 藤三郎

## 8. 会議の概要

《庵崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員21名、農地利用最適化推進委員21名であります。定足数に達しておりますので、只今から令和5年4月総会を開会いたします。

《庵崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、清家委員・竹葉委員・藤岡委員・瀧水委員・和田委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に三好委員、松本委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を願います。

《中島次長》

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

次に議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書6ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は8件の申請でございます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書6ページに記載しておりますので確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《大塚委員》

120番について説明いたします。先月の29日、会長、代行並びに事務局のみなさんと現地を確認してまいりました。〇〇〇〇さん、新規就農でございまして△△△△さんの園地を賃貸借で借りるということでございます。それについて、何ら問題のあるようなことはございません。以上でございます。

《氏原委員》

121番について説明をいたします。□□□□さんは〇〇〇〇さんの田んぼを耕作していますが、この度話がまとまり、経営拡大のため所有権移転になります。□□□□さんは熱心な農家でありまして、なんら問題はないと思っております。

《梶原委員》

失礼いたします。122番について説明します。△△△△さんの土地を□□□□さんが譲り受けて、耕作するという申請です。△△△△さんは体にご不自由があり管理できないということで、熱心に農業をされておる□□□□さんに所有権移転をするということになりました。問題ないと思えます。

《河野勇一郎委員》

123番について説明申いたします。〇〇〇〇さん所有の農地がありますが、それが耕作不便ということで、△△△△さんとの間で所有権移転の話がまとまったということです。△△△△さん、□□□□とやや高齢ではありますが丁寧な仕事をされる方で、第一線で頑張っておられます。何も問題ないと考えております。

《森委員》

124番について説明をいたします。〇〇〇〇さんは高齢ですので、△△△△さんとの所有権移転が合意しました。△△△△さんは熱心です。後継者もいますので、何も問題ないと考えています。以上です。

《富永委員》

125番について説明をいたします。□□□□さんの土地を〇〇〇〇さんへ所有権移転です。双方合意の上ですので、問題ありません。

《中尾委員》

126番について説明をいたします。双方の合意により、この度売買が成立しました。△△△△さんは熱心な農業されており、問題はないと思われれます。

《松本委員》

失礼します。127番について説明をいたします。□□□□さんと〇〇〇〇さんは

親戚関係にあり、□□□□さんがこの度相続によりまして農地を取得されたのですが、それを親戚の○○○○さんは無償譲渡という案件でございますので、何も問題ないと考えています。以上です。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

意見がないようですので採決をいたします。

( 質 問 、 意 見 な し )

ここで、農業委員会等に関する法律第31条に基づき、薬師寺委員の退席を求めます。お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手を願います。

( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。薬師寺委員の入室を認めます。

続いて、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書7ページをご覧ください。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、今月はコインランドリー敷地が1件、住宅敷地が1件でございます

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。

8ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《梶原委員》

失礼します。2番について説明します。この土地に△△△△さんがコインランドリー

一を建設する、という申請です。この案件につきましては、3月29日に会長はじめ関係者と共に現地調査を行っており、この土地を転用することによって支障は来さず、問題ないと考えます。以上です。

《上田委員》

失礼します。3番について説明をいたします。申請地には昭和56年に申請人である□□□□さんの父親が建築した家屋が建っておりますが、その追認許可を得るための申請であります。この案件について、3月29日に現地調査を行っております。◇◇◇◇在住であり足を悪くされている申請者の立ち会いは敵いませんでしたが、事前に申請内容の説明を受け、立ち会いができないことの理由書も提出されております。違反転用になりますが始末書も提出されており、何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

失礼します。2番の写真の、一応樹木を植えてあり畑の体をなしているかと判断するのか、車も置けるので違反転用されているかと判断するのか。どういう判断なのかな、と事務局のご意見を聞きたいです。農地と認めるかどうか、です。始末書があるのか、いないのか、ということです。見たところ、ならしてあるように見えるのですが。

《梶原委員》

写真は最近の写真だと思うのですが、最近までは畑でした。始末書があるかどうかは、事務局の判断です。

《入川主事》

赤の枠については、現地調査の時点では、多少造成が入っているようにも見えるのですが、申請書に添付されている写真、樹木が植えられている状況から判断して、始末書は不要と判断しました。

《 会 長 》

他にございませんか。

番号3番につきましては、昭和56年に建設ということでございます。家が建って長いのですが、このように農地になっていて建物が建っている所は宅地並課税はしているんですが、そういう所は宇和島市で4千筆あるそうでございます。最近はないのですが、昭和の頃が多いのかな、ということでございまして。去年でしたか一昨年でしたか、。◇◇◇◇の方にも40何年に建ったものがございまして、それも転用を認めた訳でございまして。先般の県の常設審議委員会の折には県の指導はどうなっているのかと、このまま放置しておくのは駄目なのではないか、と。違法転用なので、そのあたりを県もち

やんとした指導をしてもらえないだろうか、とお願いをしております。これを認めない訳にはいかないのです、また本人が、所有者も親からの相続で家と土地を相続した、と。ところが、処分しようと思ったところ農地になっていたのです。処分ができない、ということでごさいます。本人は住んだこともなく、今どうなっているのかも分からない、ということで、正直立会も立ち会いはしておりません。◇◇◇◇へ研修へ行った折に会おうかなとしたんですが、仕事の関係でどうしても会えない、ということで面会はできなかったのですが。事務局の方がきちんと対応しておるということでごさいますので、今後またこういう所が出てくるかとは思いますが、そのあたりも県の方も周知する。それから県内も各市町におきましても同様の案件があると思っておりますので、今後の適切な指導というふうな感じで農業委員会としては対応したい、というふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

他に意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われる農業委員さんは挙手を願います。

#### ( 挙 手 全 委 員 )

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

#### 《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書9ページをご覧ください。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、今月はコインランドリー敷地が1件、自己住宅の申請が1件、太陽光発電設備敷地の申請が2件、計4件の申請でごさいます。

申請の詳細、担当委員につきましては、議案書の確認をお願いします。

10ページから11ページに位置図を添付しております。

転用許可基準の判断につきましてはお手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でごさいます。

#### 《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

#### 《梶原委員》

失礼します。27番について説明します。〇〇〇〇さんの土地を△△△△さんが譲り受けて、コインランドリーを建てる申請です。この案件につきましても、3月29日会

長はじめ関係者と共に現地調査を行っており、農地の転用に問題ないことを確認いたしました。なお、一部違反転用があり始末書の提出があります。

《末光委員》

28番について説明させていただきます。□□□□さんの土地へ息子夫婦が自己住宅を建築するという事です。3月29日に会長、事務局、それと関係者立ち会いの下、現地確認しております。何ら問題ありません。

《安並委員》

29番と30番について説明いたします。○○○○さんの土地、△△△△さんの土地に□□□□が太陽光発電設備を建てるという事です。3月29日に小清水会長、山本代行、事務局職員、関係者立ち会いの下、現地調査をいたしました。周りに悪影響は及ぼさないと考えております。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第3号農地法第5条の規定による許可申請承認について、許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書12ページをご覧ください。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、審議を依頼されたものです。

公告予定年月日は、令和5年4月10日となっております。

1ページめくっていただきまして、13ページ、農用地利用集積計画ですが、利用権設定につきましては、新規19件46,246.72㎡、更新16件38,825.00㎡、計35件85,0



71.72㎡となっております

所有権移転につきましては、宇和島地区で1件、159.00㎡、吉田地区で2件、3,741.00㎡、計3件、3,900.00㎡となっております。

今月の農用地利用集積計画につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《細川委員》

369番と370番ですが、369番の〇〇〇〇さんと△△△△さんは家が近所でございます。〇〇〇〇さんから作って欲しいと頼んだら△△△△さんが作ってもいいということで、話がまとまりました。370番は、□□□□さんの土地を以前作っていた人の契約期間が満了してもう作らないということで、近くの圃場を作っている〇〇〇〇さんに頼みましたら作ってあげるとということで、話がまとまりました。△△△△さんと〇〇〇〇さんも70歳過ぎているのですが、元気にやっておられますので何ら問題ないと思います。

《中村委員》

失礼します。371番と372番について説明します。今までも作っていて期間が過ぎていたので新規となっておりますが、更新と変わらないそうです。問題ないと思います。373番と374番は更新です。問題ないと思われま。

《松本委員》

失礼します。375番について説明します。□□□□さんと〇〇〇〇さんは遠い親戚にあたる方で、□□□□さんは◇◇◇◇の仕事をしておりまして、農業ができないので〇〇〇〇さんをお願いしたら作ってもいいということで、了解を得ています。何ら問題ありません。続いて376番、△△△△さんと□□□□さんは同じ地元です。△△△△さんは今住所が◇◇◇◇で昨年お父さんが亡くなられて相続されたので、仕事の方が◇◇◇◇なので田はできないということで地元の□□□□さんに打診したところ、了解を得て新規の契約になりました。377番、これも〇〇〇〇さんが高齢になりまして仕事ができないということで、耕作者を探していたところ、ちょうど地元の近くで△△△△さんがやっている所の圃場の近くにありますので、作業のついでにやれるということで、これも新規で話がまとまりました。続いて378番、これも□□□□さんも高齢ではありませんが、田を作ることができないということで誰か管理をしてくれないかと探していたところ、隣接で作業をしている〇〇〇〇さんが受諾して契約がまとまりました。何ら問題ないと考えております。

《萩森委員》

379番について説明いたします。379番は更新であります。設定を受ける◇◇◇◇

◇の△△△△さんは真面目に農業に取り組んでおります。今までどおり耕作するという  
ことで、問題はありません。

《山口委員》

380番について説明をいたします。これは更新でありますし、□□□□さんは熱心  
な農家であります。問題はありません。

《渡邊与志樹委員》

381番について説明いたします。更新手続きとなります。設定を受ける○○○○さ  
んは意欲的に農業に取り組んでおり、何ら問題はないと考えております。

《廣見委員》

382番と383番について説明いたします。△△△△さんと□□□□さんは賃貸借  
権の設定の更新であります。□□□□さんは◇◇◇◇で◇◇◇◇を製造販売されており、  
酒米として耕作しております。勉強熱心で何ら問題ないと思います。383番は更新で  
あります。何ら問題ないと思います。

《今西委員》

384番についてご説明いたします。更新でございます。利用権の設定を受ける○○  
○○さんは◇◇◇◇と高齢ではありますが、認定農業者であり元気で農業に取り組んで  
おられます。従いまして、利用権設定をされることに何ら問題はなりません。続きまし  
て385番、386番について説明をいたします。2件とも更新でございます。利用権  
設定を受ける△△△△さんにつきましても、高齢ではありますが元気で熱心に農  
業に取り組んでおられます。従いまして、利用権設定を受けることに問題はありませ  
ん。以上です。

《土居和宏委員》

387番について説明します。利用権を設定する方、□□□□さんは◇◇◇◇の方  
にお住まいでございます。○○○○さんの方をお願いをするということで、更新ござ  
います。何の問題もありません。388番、利用権を設定する方、△△△△さんは耕作  
を依頼していた方の変更ということで、利用権設定を受ける方、□□□□さんは熱心  
に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。389番、更新でございます。  
利用権の設定を受ける方、○○○○さんは熱心に農業をされておられます。何ら問題  
ないと思います。続きまして、390番、利用権を設定する方は△△△△さん、高  
齢の方でございます。設定を受ける□□□□君、農業に熱心に取り組んでいま  
すし、何ら問題はありません。

《黒田委員》

391番でございます。この案件につきまして◇筆でございますが、○○○○さんの農  
地のうち◇◇◇◇を除いて下の◇筆は去年まで、△△△△さんがちょうど去年の今頃ま

で田植えの準備をされていたんですが。ここにございますように高齢で、途中から作業ができなくなり□□□□さんがその後を引き継いで作業をされましたが、◇◇◇◇だけは間に合わず保安全管理となっていたがこの度○○○○さんと□□□□さんとで、正式に農業委員会を通して土地の貸借となりました。望ましい案件だと思っております。ちなみに、□□□□さんのお住まいからこの田のある所までは◇◇◇◇で行けますので、じゅうぶん耕作できると思っております。392番、この案件は更新でございます。今までも問題ありませんでしたので、問題ありません。

#### 《森委員》

393番、利用権を設定する○○○○さんは作業できないということで、△△△△君、出身は◇◇◇◇だったと思えます。新規就農者でございます。問題ありません。394番と395番、2つとも新規になっていますが、394番の□□□□さんは◇◇◇◇がされていたのですが、今回◇◇◇◇の○○○○君が引き継いでやるようになりました。395番は△△△△さんがされていたのですが、今回は□□□□さんが新規でされるようになり、何ら問題はありません。396番は更新です。○○○○ですので問題ありません。397番、これは新規で△△△△さんが体が少し悪いので□□□□に委託をしたということです。398番は更新ですので問題ありません。

#### 《赤松利彦委員》

399番と400番は○○○○さんと△△△△さん、熱心にされていますので全く問題ないと思えます。

#### 《谷本委員》

401番についてご説明いたします。借りる□□□□さん、少し年齢は高齢でございしますが◇◇◇◇もおられますので熱心にされています。402番においては○○○○さん、なかなか熱心に農業をされています。ちょうど隣の△△△△さんの農地を借りて、何も問題ないと考えます。403番について、□□□□さんが高齢のため誰か探しておられましたところ、○○○○君が借りるということで、新規ですが熱心に農業をされています。全く問題はないと考えております。

#### 《梶原委員》

33番について説明します。△△△△さんは以前から□□□□さんの園地を借り受けて耕作しておりましたが、この度所有権移転することで話がまとまりました。△△△△さんは熱心に農業に取り組みされており、何ら問題はないと考えております。

#### 《井上委員》

34番について説明いたします。○○○○さん、お住まいは私の近所でございまして、◇◇◇◇に住まれているのですが、◇◇◇◇で主に◇◇◇◇で耕作をされています。この度、農業委員会に対しまして斡旋を希望されまして、話がまとまりまして◇◇◇◇の△△△△さんの農地を所有権移転するはこびとなりました。○○○○さんは真面目に

されており何ら問題はないと考えております。

《滝澤委員》

35番について説明いたします。△△△△さん86歳と高齢で耕作ができなくなり耕作者を探していたところ、同じ地区であります□□□□君に所有権移転をすることになりました。○○○○君は前向きで非常に熱心に柑橘農業に取り組んでおられますので、何ら問題はないと考えます。

《 会 長 》

担当委員の説明が終わりました。事務局より、395番について説明があります。

《庵崎局長》

395番、△△△△さんと□□□□さんの新規の貸借でございますが、□□□□さんに関して総会時点でお亡くなりになっております。申請時にご存命だったのですが、その間にお亡くなりになっております。事務局でその情報を掴めておらず、現時点ではご存命ではないので、こちらについては相続によりもう一度やり直しになります。5月1日に取り下げをし、もう一度基盤法で貸借権の設定の申請を出させていただきますので、よろしく願いいたします。

《 会 長 》

395番につきましては取り下げということで、よろしく願いいたします。  
これより審議をいたします。  
どなたかご意見はございませんか。

( 質 問 、 意 見 な し )

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)の決定について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第5号宇和島市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について、を議題といたします。

事務局より説明を願います。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書22ページをご覧ください。

説明の前に議案の訂正がございます。本文中の「写真、映画を撮影」の「映画」および、提案理由の「写真や映画の撮影」の「映画」をどちらも「動画」と訂正させていただきます。

訂正は以上でございます。

提案理由ですが、現在の宇和島市農業委員会総会会議規則第21条「遵守事項」これは、傍聴人が遵守する事項でございますが、この条文に写真や動画の撮影及び録音を禁止する規定がありません。総会の審議内容には個人情報が含まれる場合がございます。傍聴人によって撮影あるいは録音されると、個人情報が外部に漏れるおそれがあるため、これを禁止しようとするものです。

総会会議規則第21条の新旧対照表はお手元の資料の通りでございます。

説明は以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより審議をいたします。

どなたかご意見はございませんか。

《井上委員》

失礼いたします。附則のところですね、この規則は令和5年4月10日から施行するとありますが、遡及させて年度初めの1日からはどうでしょうか？10日というのは中途半端な。もしくは今日から。

《中島次長》

これに関しましては、総務課の規則関係の担当者に聞いたところ、ある程度こういったものに関しては公告してから一定程度の日付をおいた方が良いでしょう、と。事務局の公告欄に張り出しているのですが、一応念のためということです。

《井上委員》

分かりました、公告が必要なんですね。

《 会 長 》

周知期間というふうにご理解いただきたいと思います。

この改正につきましては、宇和島市議会に倣って改正をしております。

( 質 問 、 意 見 な し )

他にご意見ございませんか。

意見がないようですので採決をいたします。お諮りいたします。

議案第5号宇和島市農業委員会総会会議規則の一部を改正する規則について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

( 挙 手 全 委 員 )

はい。挙手全委員であります。よって議案第5号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和5年4月定例総会の議案を終了いたします。